東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第八十七号

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

（令和八年十月東京都北区条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第一条　この規則は、東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

（定義）

第二条　この規則で使用する用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

（周辺地域の住民等に対する周知）

第三条　条例第八条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者

二　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地の境界線から道路又は通路を挟んで隣接する建築物の敷地の境界線までの水平距離が二十メートル以内である場合は、当該建築物の使用者

三　住宅宿泊事業を営もうとする住宅が長屋又は共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、当該建築物にある全ての居室の使用者

四　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する地域の町会又は自治会の代表者

五　住宅宿泊事業を営もうとする住宅が二以上の区分所有者が存する建築物である場合は、当該建築物の管理組合又は管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。）

六　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地が公道に接しない場合は、公道に至るまでの私道等に接する建築物の使用者

七　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2　条例第八条第一項の規定による周知は、二回以上の説明会を開催するとともに、住宅宿泊事業を営む旨及び同項各号に掲げる事項（次項において「周知事項」という。）を記載した書面を、公衆の見やすい場所に、掲示することにより行わなければならない。

3　前項の規定による説明会の開催に当たっては、事前に、当該説明会を開催する日時及び場所並びに周知事項を記載した書面を、第一項各号に掲げる者に配布又は送付しなければならない。

4　第一項の規定は、条例第八条第二項に規定する規則で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第六号までの規定中「住宅宿泊事業を営もうとする住宅」とあるのは、「届出住宅」と読み替えるものとする。

5　条例第八条第二項の規定による周知は、当該変更する事項を記載した書面を配布又は送付することにより行わなければならない。

（法第三条第一項の届出に係る添付書類等）

第四条　次の各号に掲げる条例に規定する書類は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　条例第八条第二項及び第九条第一項第一号に規定する書類　周知実施報告書（別記第一号様式）

二　条例第九条第一項第二号に規定する書類　事前相談記録書（別記第二号様式）

三　条例第九条第一項第三号に規定する書類　住宅宿泊事業の管理運営体制報告書（別記第三号様式）

四　条例第九条第一項第四号に規定する書類　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア　居住型に係る住宅宿泊事業を行う者　住民票の写し

イ　隣接居住不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　住民票の写し及び届出住宅と住宅宿泊事業を行う者が自己の生活の本拠として使用する住宅との位置関係を示した図

五　条例第九条第一項第五号に規定する書類　北区安全措置に関するチェックリスト（別記第四号様式）

2　条例第九条第一項第五号に規定する規則で定めるものは、一戸建て住宅又は長屋であって、次のいずれかの基準を満たしていないものとする。

一　二階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が百平方メートル以下であること。

二　宿泊者使用部分の床面積の合計が二百平方メートル未満であること。

三　各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）以下であること。

四　二階における宿泊者使用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満であること。

五　宿泊者使用部分を三階以上の階に設けていないこと。

（宿泊者の衛生の確保）

第五条　条例第十条に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　寝具類については、次の措置を講じること。

ア　布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

二　届出住宅の設備、備品等は、常に清潔に保ち、ダニ、カビ等が発生しないよ

う除湿すること。

三　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合又は加湿器を備え付ける場合は、当該ろ過器等又は加湿器について、レジオネラ症を予防するため、定期的に洗浄等を行うこと。

（届出住宅に設ける設備）

第六条　条例第十一条に規定する規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）

二　廃棄物の回収まで衛生的に保管でき、かつ、保管するのに十分な容量を有する蓋付きの容器

三　届出住宅の全部又は一部において喫煙を禁止する場合にあっては、その旨を表示するもの

四　届出住宅において喫煙場所を設ける場合にあっては、喫煙場所である旨を表示するもの並びに喫煙場所以外の場所への煙の流入及び火災の発生を防止する設備

（宿泊者名簿の正確な記載の確保）

第七条　条例第十二条に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれにも該当する情報通信技術を活用した方法とする。

一　宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。

二　前号の画像が住宅宿泊事業者等の営業所若しくは事務所、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。

（苦情等への対応）

第八条　条例第十四条第一項に規定する規則で定める体制は、住宅宿泊事業者等が苦情及び問合せを受けてから三十分以内に、現地に駆けつけることができる体制とする。

（標識の掲示）

第九条　条例第十五条第一項に規定する規則で定める標識は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　居住型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（居住型）（別記第五号様式）

二　隣接居住不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（隣接居住不在型）（別記第六号様式）

三　不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（不在型）（別記第七号様式）

2　条例第十五条第二項に規定する規則で定める場所は、次の各号に掲げる届出住宅の種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　一戸建て住宅　道路又は通路に面した壁面、門扉等（法定標識に限る。）

二　長屋又は共同住宅　次に掲げる標識の種別に応じ、それぞれ次に定める場所

ア　法定標識　届出住宅の入口の扉付近で共用部の廊下に面した壁面

イ　区指定標識　当該長屋又は共同住宅の入口に設置している郵便受箱の室番号付近

3　第一項及び前項第二号イの規定にかかわらず、届出住宅の種別が長屋又は共同住宅である場合であって、次のいずれかに該当するときは、管理組合等の承諾を得た上で、第一項各号に掲げるものに代えて、区指定標識（共同住宅等用）（別記第八号様式）を当該長屋又は共同住宅の入口、門扉等の公衆の見やすい場所に掲げるものとする。

一　郵便受箱を設置する場所が当該長屋又は共同住宅の入口でないとき。

二　郵便受箱を設置する場所が公衆の見やすい場所にないとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、区長が必要と認めたとき。

4　条例第十五条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　条例第八条第一項第四号アからウまでに掲げる住宅宿泊事業の運営方法の類型（以下「類型」という。）の別

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域の別

三　住宅宿泊事業の実施が可能な期間

5　条例第十五条第四項の規定による再発行の求めは、標識再発行申請書（別記第九号様式）により行うものとする。

（業務改善命令等に係る公表事項）

第十条　条例第十八条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　商号、名称又は氏名（住宅宿泊管理業者にあっては、商号、名称又は氏名及び登録番号）

二　当該届出住宅の所在地及び届出番号

三　類型の別

四　法第十五条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した場合にあっては、当該違反の内容

五　法第十六条第一項の規定による停止の命令にあっては、当該停止となる期間及び範囲

六　法第十六条第二項の規定による廃止の命令にあっては、当該廃止となる日付

付　則

この規則は、令和八年十一月七日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

東京都北区長　殿

住所
氏名
（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

周知実施報告書

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第８条第１項又は第２項の規定により、周辺地域の住民等に対する周知を行ったので、下記のとおり報告します。

記

１　住宅の所在地　　東京都北区

２　周知文書の配布又は送付日　　年　　月　　日

３　実施した周知　　新規　・　変更

４　意見等の申出　　有　　・　無

（上記３が「新規」の場合、以下について記載）

５　説明会の実施日時及び参加人数　　①　　年　　月　　日　　時から／　　名
②　　年　　月　　日　　時から／　　名

６　住宅宿泊事業を開始しようとする日　　年　　月　　日

【添付書類】

（１）周知に使用した書面の写し
（２）周知文書の掲示状況の記録
（３）周知の対象となる周辺地域の住民等の範囲を示す書類
（４）周知の対象となる周辺地域の住民等の一覧
（５）意見等の申出があった場合は、その内容と対応状況を記録した書類

第２号様式（第４条関係）

事　前　相　談　記　録　書

● 住宅宿泊事業の届出を行おうとする方（相談者）が記載してください。
太枠部分は相談前に記載願います。

相談実施年月日		
事業開始予定年月日		
相談実施者（法人）氏名		
対象物所在・名称	東京都北区	
届出予定住宅の状況	家主　在・不在	宿泊室面積　　㎡
相　談　内　容		

※　消防機関確認欄

相談先消防機関 確　認　印	

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

住宅宿泊事業の管理運営体制報告書

住宅宿泊管理業務を行う者：（事業者・管理業者）
氏名：
住所：
（法人にあっては、名称、代表者氏名及び事務所の所在地）
電話番号：

○届出住宅

届出住宅所在地	北区　　（居住型・隣接居住不在型・不在型）		
部屋番号	宿泊定員数	宿泊室数	宿泊団体数
	人	室	団体

○標識の記載事項（法第 13 条関係）

緊急連絡先の名称			（事業者・管理業者）
緊急連絡先		標識の掲示場所	（図面に記載）

○宿泊者名簿の備付け等（法第８条関係）

保管場所	届出住宅　・　住宅宿泊事業者の営業所又は事務所	
項目	□宿泊者の氏名・住所・職業・連絡先	□宿泊日（入室日時及び退室日時）
	□日本国内に住所を有しない外国人観光旅客であるときは、その国籍及び旅券番号（旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。）	
取得方法	宿泊者名簿の記載内容（　　） 旅券の写し及び旅券番号（　　）	

○宿泊者名簿の正確な記載の確保（条例第 12 条関係）

本人確認の方法	対面　・　ＩＣＴ活用（機器名：　　）
（ＩＣＴの場合）	□宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
	□当該画像が住宅宿泊事業者等の営業所若しくは事務所、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。
	送信された情報を確認する場所
本人確認の具体的な方法	

○苦情等への対応（法第 10 条関係）

通常の体制	事務所の所在地		常時対応	可　・　否
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
通常と異なる体制（上記が否の場合）	所在地		曜日・時間帯	
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
	宿泊者名簿の記載内容や旅券の写し等の取得方法		本人確認の具体的な方法	

○届出住宅に設ける設備（条例第 11 条関係）

宿泊客の出入りを確認できるビデオカメラ等（録画機能あり）	□ 機器名（　　） □ 設置位置（図面に記載）
廃棄物保管容器（衛生的な保管・十分容量・蓋付き）	□ 設置位置（図面に記載） □ 形状等（写真やカタログなどを添付）
禁煙表示 ／喫煙表示及び煙の流入や火災発生を防止する設備	□ 禁煙表示 ／ □ 喫煙場所の表示（写真を添付） （喫煙の場合）□ 設置位置（図面に記載） □ 設備（写真を添付）

○宿泊者に対する案内や必要な説明事項

宿泊者の安全確保 （法第６条関係）	□	避難経路
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保 （法第７条関係）	□	届出住宅の設備の使用方法に関する案内
	□	最寄りの駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報
	□	火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 災害時の避難場所、消防署（１１９番通報）、警察署（１１０番通報）、医療機関及び住宅宿泊管理業者への連絡方法を説明すること。
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明 （法第９条関係）	□	騒音の防止のために配慮すべき事項 大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	ごみの処理に関し配慮すべき事項 宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、廃棄物処理法及び北区における事業系廃棄物の分別方法に従って、事業者の指定した方法(届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。)により捨てること等を説明すること。
	□	火災の防止のために配慮すべき事項 ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	その他配慮すべき事項 ・性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用に当たって特に注意すべき事項を説明すること。 ・事前周知により、周辺住民等から申出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求めるべき事項を説明すること。

○記録の保管

以下の項目について、届出住宅又は管理業務の拠点となる営業所又は事務所等に３年間保存すること。

事前周知 （条例第８条関係）	□	区条例第８条第１項及び第２項の規定により実施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録すること。
苦情等への対応記録 （条例第 14 条関係）	□	周辺地域の住民からの苦情や問合せへの対応について記録すること。

第4号様式（第4条関係）

北区安全措置に関するチェックリスト

住所
氏名
（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
電話番号

下記のとおり、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）第1条第1号及び第3号に掲げる措置を講じていることを、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき建築士資格を有する者に確認しました。

届出住宅の所在地		不動産番号	

1. 届出住宅の条件等

（A-1）□	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の一戸建ての住宅又は長屋	（A-2）□	A-1以外の一戸建ての住宅又は長屋	（B-1）□	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の共同住宅又は寄宿舎	（B-2）□	B-1以外の共同住宅又は寄宿舎

※B-1の場合は本チェックリストの作成不要

2. 告示第一についての措置状況

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA－２であるもの □ 届出住宅の条件等がB－２であるもの

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
A 非常用照明器具に関する措置			
一 建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること	（告示第一第1号）	□ 適合 □ 非適合	
二 設置場所			
宿泊室及び当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口）に通じる部分（採光上有効に外気に開放された部分は除く）に設けること ただし、次に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない。	（告示第一第2号）	□ 該当部分に設置あり適合 □ 該当部分に未設置で非適合 →	□ 未設置部分が、ただし書に該当で適合 □ 未設置部分が、ただし書に非該当で非適
平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分		□ 該当 □ 非該当	

3. 告示第二についての措置状況

●告示第二第１号の措置について

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA−２であるもの □ 届出住宅の条件等がB−２であるもの

同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に、複数グループの宿泊者を同時に宿泊させる場合には、次のB又はCに掲げる措置を講じること。ただし、自動火災報知設備等の設置に関し、以下の一かつ二に該当する場合はこの限りではない。⇒B及びCの措置の確認は不要

一　避難通路について

宿泊者使用部分を平成26年国土交通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとすること	（告示第二第1号ただし書）	□ 適合	□ 非適合	

二　自動火災報知設備等について

以下の①又は②に該当すること				
①宿泊者使用部分の各居室に消防法施行令第21条に基づき自動火災報知設備が設置されていること	（告示第二第1号ただし書）	□ 適合	□ 非適合	
②宿泊者使用部分の各居室に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されていること		□ 適合	□ 非適合	

上記いずれかに非適合の場合は、以下のB及びCの確認

第4号様式（第4条関係）

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
B　防火の区画等に関する措置			
一　宿泊室と当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口）に通じる部分（以下「当該部分」という。）とを建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること	（告示第二第1号イ（1）） ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない	□ 適合 （当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合	（当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
	建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	□ 該当部分あり　□ 該当部分なし	
二　4以上の宿泊室が相接する場合に、3室以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること	（告示第二第1号イ（2）） ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない	（4以上の宿泊室が相接） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 （当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合	（当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
	建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	□ 該当部分あり　□ 該当部分なし	

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
三　相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超の場合に、100㎡以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない 建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	（告示第二第1号イ（3））	（相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 （当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合 □ 該当部分あり　□ 該当部分なし	（当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
四　給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において準用する同令第112条第20項の規定に適合すること	（告示第二第1号イ（4））	（給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 □ 非適合	
五　換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通する場合に、建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第21項の規定に適合すること	（告示第二第1号イ（5））	（換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 □ 非適合	
C　スプリンクラー設備等の設置に関する措置			
一　宿泊室に建築基準法施行令第112条第4項に規定する自動スプリンクラー設備等が設置されていること	（告示第二第1号ロ）	□ 適合　□ 非適合	

●告示第２第２号関係

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA－１であるもの □ 届出住宅の条件等がA－２であるもの

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
D 届出住宅の規模等に関する措置			
一 宿泊室の床面積の合計について			
2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が準耐火構造であるか又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている場合は200㎡）以下とすること ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない	（告示第二第2号イ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下の適合を確認）	
当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けるもの		□ 適合 □ 非適合	
二 宿泊者使用部分の床面積の合計について			
(1) 宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を200㎡未満とすること ただし、次の①、②に掲げるものにあっては、この限りではない	（告示第二第2号ロ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が200㎡以上の場合は以下の①と②の適合を確認）	
① 届出住宅が、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を同条第7号に規定する耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物であること	（告示第二第2号ロ（1））	□ 適合 □ 非適合	
② ①以外の場合であって、宿泊者使用部分の各居室の壁（床面からの高さが1．2m以下の部分を除く）及び天井（天井のない場合においては屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く）の仕上げを建築基準法施行令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、同項第2号に掲げる仕上げとするもの	（告示第二第2号ロ（2））	□ 適合 □ 非適合	

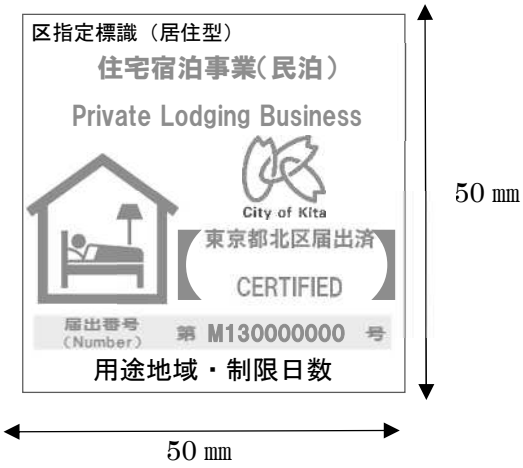
第4号様式（第4条関係）

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
⑵ 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を200㎡以下（地階にあっては100㎡）とすること	（告示第二第2号ハ）	□ 地階の床面積合計（　　）㎡ □ 1階の床面積合計（　　）㎡ □ 2階の床面積合計（　　）㎡ □ 3階の床面積合計（　　）㎡ ※4階以上の階に宿泊者使用部分がある場合は適宜追加記載すること （上記各階の面積が200㎡超（地階は100㎡超）の場合は以下の①と②の適合を確認）	
ただし、次の①、②に掲げるものにあっては、この限りではない。			
①当該階の廊下が3室以下の専用のものであるもの	（告示第二第2号ハ（1））	□ 適合 □ 非適合	
②当該階の廊下（3室以下の専用のものを除く）の幅が、両側に居室がある廊下にあっては1．6m以上、その他の廊下にあっては1．2m以上であるもの	（告示第二第2号ハ（2））	□ 適合 □ 非適合	
⑶ 2階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を300㎡未満とすること	（告示第二第2号ニ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が300㎡以上の場合は以下の適合を確認）	
ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるもの		□ 適合 □ 非適合	
三 宿泊者使用部分を設ける階について			
以下の①又は②に該当すること			
①3階以上の階に設けないこと	（告示第二第2号ホ）	□ 3階以上の階に設置なし □ 3階以上の階に設置あり	
②4階以上に宿泊者使用部分を設けず、届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合 (1)建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けている (2)同令第112条第11項に規定する竪穴部分と当該竪穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造である戸で区画されている		□ 適合 □ 非適合	
ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるもの		□ 適合 □ 非適合	

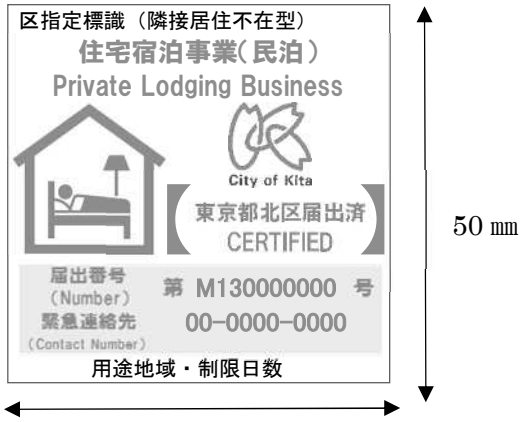
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に当たり、施設が建築基準法及び東京都建築安全条例その他の建築基準関係規定に基づき上記項目に適合していることを確認いたしました。

作成者	氏 名		建築士免許の種類		登録番号		確認年月日
	建築士事務所	名称	登録番号	住所			年　月　日

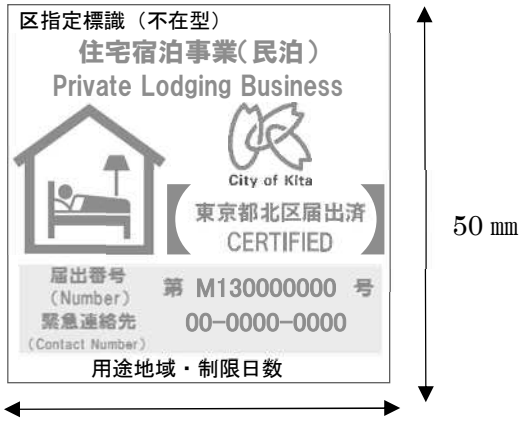
第５号様式（第９条関係）


区指定標識（居住型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第６号様式（第９条関係）


区指定標識（隣接居住不在型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
緊急連絡先
(Contact Number)
00-0000-0000
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第７号様式（第９条関係）


区指定標識（不在型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
緊急連絡先
(Contact Number)
00-0000-0000
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第８号様式（第９条関係）

区指定標識（共同住宅等用）

住宅宿泊事業（民泊）

Private Lodging Business





【 建物内届出済施設在中
CERTIFIED 】

部屋番号又は階数 Room Number or Floor Number	
事業者又は管理業者の氏名又は名称 Name of Certified Lodging Business Administrator	
事業者又は管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Lodging Business Administrator	

東 京 都 北 区 長

類型（用途地域・制限日数）

170 ㎜

120 ㎜

第９号様式（第９条関係）

年　　月　　日

標識再発行申請書

東京都北区長　殿

住所
氏名
（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号
生年月日

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第15条第4項の規定に基づき、下記のとおり、標識の再発行を申請いたします。

記

申請理由	□ 滅失　□ 汚損　□その他（　　）	
再発行する標識の種類及び枚数	法定標識	
	□ 省令第４号様式（居住型）（　　）枚	
	□ 省令第５号様式（隣接居住型）（　　）枚	
	□ 省令第６号様式（不在型）（　　）枚	
	区指定標識	
	□ 規則第５号様式（居住型）（　　）枚	
	□ 規則第６号様式（隣接居住不在型）（　　）枚	
	□ 規則第７号様式（不在型）（　　）枚	
	□ 規則第８号様式（共同住宅等用）（　　）枚	
記載事項 （該当事項のみ記載）	届出番号	
	届出年月日	
	住宅宿泊事業者名	
	住宅宿泊事業者の緊急連絡先	
	住宅宿泊管理業者名	
	住宅宿泊管理業者の登録番号	
	住宅宿泊管理業者の緊急連絡先	
	部屋番号又は階数	
	用途地域	
	制限日数	